

○石川工業高等専門学校国際交流支援基金規程

(設置)

第1条 石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の創立50周年記念事業における国際交流支援基金設立の趣旨に賛同する者から受け入れた寄附金及び第2条で定める目的に賛同する者から受け入れた寄附金を原資として、国際交流支援基金を設置する。

(目的)

第2条 国際交流支援基金の目的は、本校の国際交流活動を発展させ、これを支援することとする。

(基金の管理)

第3条 基金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則の定めるところにより受入れ、経理する。

(事業)

第4条 第2条の目的を達成するため、次の事業に関して必要な経費を国際交流支援基金から支出する。

- (1) 本校の教職員又は学生が国際交流を目的として外国に派遣される場合の経済的支援事業
- (2) 国際交流を目的として、外国の教育機関等から教職員又は学生を本校において受け入れる場合の経済的支援事業
- (3) その他、本校の国際交流活動を推進するための事業

(事業実施計画)

第5条 前条の事業実施にあたっては、年度毎に事業計画を定めることとする。

2 前項の事業計画は、国際連携委員会の議を経て校長が決定し、運営会議に報告するものとする。

(事業実施報告)

第6条 実施した事業については、年度毎に運営会議に報告するものとする。

(事務)

第7条 国際交流支援基金に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程で定めるもののほか、国際交流支援基金の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。